

第12回定時総会開催のご案内

一般社団法人大森青色申告会の第12回定時総会を下記のとおり開催いたします。7月初旬に全正会員の皆様へ出欠確認の往復はがきをお送り致しますので、7月31日(月)までにご返送下さいませよう宜しくお願い申し上げます。

ご返送いただく返信はがきには、ご出席いただく場合は出席の旨と会員氏名を、ご欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所と氏名をご記入いただき押印してご返送ください。定足数が足りない場合は総会が成立しませんので皆様のご協力を何卒お願い申し上げます。

なお、ご返信がいただけない場合は支部役員又は職員が電話もしくは直接お伺いさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

【定時総会日程】

日時：令和5年8月21日(月)
午後3時30分～(受付開始 午後3時～)

場所：大田文化の森 5階多目的室 大田区中央2-10-1

内容：第1部
議事 令和4年度事業報告(案)承認の件
令和4年度収支報告(案)
監査報告承認の件
労働保険監査報告の件
報告 令和5年度事業計画
令和5年度収支予算

第2部
懇親会：午後5時15分～
懇親会参加費：3,000円(総会終了後の懇親会出席者のみ)



源泉所得税の個別相談会のお知らせ

源泉所得税及び復興税の納付期限並びにご相談期限が迫っております。

従業員、専従者など給与を支払っている方は必ず、期限内に当会にてご相談いただくか、ご自身で管轄税務署へ納付書の提出をお願いいたします。なお、期限を過ぎてしまった場合は管轄税務署にてご相談ください。

期間：令和5年7月10日(月)まで
時間：午前 9時30分～11時30分
午後 1時～3時30分の間で30分程度
ご注意：新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため**完全予約制**です。

ご予約はお電話で **03-3771-8859**

※源泉税額が0(ゼロ)円でも、期限内に納付書を提出する必要があります。

「」 (一社)大森青色申告会 役員ボランティア募集のお知らせ 「」

当会は、個人事業主の皆様の税務をサポートするために専門職員とボランティアの役員によって構成されています。

地域の役員と一緒に役員ボランティアとして運営に参加してみませんか？活動にご興味のある会員の方がいらっしゃいましたら青色申告会事務局又は、担当地域の役員にご連絡をお願いします。



青年部員募集中!!

一般社団法人大森青色申告会青年部では新規青年部員を随時募集しています。コロナ禍により横のつながりや人との繋がりが希薄になってしまった今こそ、青年部に入部して一緒に繋がりを作っていきませんか？

- 主な活動としては、
- ①(一社)大森青色申告会の事業活動の支援活動
 - ②税務・経営・経理などに関する講習会や研修会などの企画開催
 - ③青年部会委員の親睦をはかるため、レクリエーションの企画開催
 - ④その他、地域のイベント活動などの支援活動などです。

入部条件は、青年部の活動趣旨に賛同する当会会員(事業主・専従者)の方であれば自由に入部していただけます。部員一同あなたの入部をお待ちしております。

ご質問やお問合せ、入部希望は
(一社)大森青色申告会事務局 **3771-8859** まで

▶(一社)東京青色申告会連合会からのお知らせ

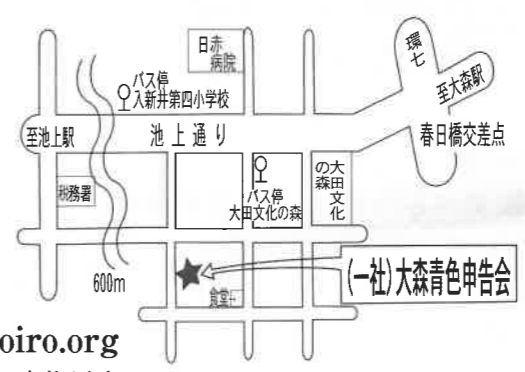
東京都内の青色申告会に所属している会員が(一社)東京青色申告会連合会の優待サービスを受けるため、各サービス提供事業者に対して提示する「青色サービスパス」について、(一社)東京青色申告会連合会又は当会のホームページから専用のページにアクセスすることで、スマートフォン等から直接、利用できるようになりました。

https://www.tokyo-aioro.or.jp/service/service_details_servicepass/
サービスパスの表示パスワード：aioro2023(令和5年7月3日以降)

是非、ご活用ください。



一般社団法人
大森青色申告会
責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: airo-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-aioro.org>
※「おおもり青色便り」は、上記URLからもご覧いただけます。



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日
7月13日(木)
7月27日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

インボイス対応の準備

インボイスの取引を入力する前に、以下について確認、設定を行ってください。

- ・仕入れや経費の支払取引のある取引先に、**適格請求書発行事業者の登録**をしているかを確認しておきます。
- ・[消費税設定]で「**本則課税**」が設定されていることを確認します。
インボイスの取引の入力後に消費税設定を変更すると、入力済みの取引の請求書区分や仕入税額控除をすべて見直す必要があります。必ずインボイスの取引の入力を開始する前に消費税設定の確認、変更を行ってください。
- ・取引先が**適格請求書発行事業者**か、**そうではないか**で、必要に応じて**取引先ごとの請求書区分(適格請求書、区分記載請求書)**を設定します。
設定を行うことで、仕訳入力時に補助科目(取引先)に設定されている請求書区分を、初期値として表示することが可能です。[科目設定]で取引先を補助科目として登録し、補助科目の[請求書区分]で設定します。
- ・**請求書区分の設定**
取引先が適格請求書(インボイス)等発行事業者に登録している場合：適格
取引先が適格請求書(インボイス)等発行事業者に登録していない場合：区分記載

科目設定							
借方科目		損益科目		不動産損益科目			
1	2	3	4	勘定科目	サ-チキ-英字	サ-チキ-数字	サ-チキ-他
				仕入高 [6]	*TOKISHO	*610	
				仕入引高	SHUREDA	610	借方
				仕入戻し高	SHURENE	620	貸方
				仕入戻し高	SHUREMO	630	貸方
				仕入戻し高	SHUREWA	640	貸方

仕入高 [6]	サ-チキ-他	税区分	税率	税端数処理	請求書区分	非表示
アタタ		課対仕入	標準自動	指定なし	適格	
北岡商事		課対仕入	標準自動	指定なし	適格	TEKKAKU
大山商店		課対仕入	標準自動	指定なし	区分記載	KUBUNKI

詳しくは、こちらをご覧ください。

https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=27696&route=mp20230330-1



ご注意

弥生会計(やよいの青色申告)23をお使いの方は、必ずR2へのアップデートをお願いいたします。
R2とR2ではないデータは互換性が無いため、記帳相談や確定申告期等にR2ではないデータをお持ちいただいても当会のPCで開くことが出来ません。ご理解ご協力の程、よろしくお願いたします。

会計ソフト
未利用の方も
是非ご参加
ください。

インボイス制度対応 バージョンR2 入力等セミナー開催!

やよいの青色申告のバージョンR2について、変更点や入力時の注意事項等について、弥生株式会社のご担当者様をお招きし、セミナーを開催いたします!

会計ソフト未利用の方でも、記帳すべき内容は一緒ですので、インボイス登録をされた方等で消費税課税事業者の皆様はぜひご参加ください!

開催場所：大森青色申告会 2階
開催日時：令和5年7月26日(水) 各部20名まで
午前の部 10時00分～ / 午後の部 13時30分～
申込方法：電話での申し込みとなります(03-3771-8859)

弥生会計(やよいの青色申告)の インボイス制度対応について ※オンライン版を除く

本年10月1日からインボイス制度が始まりますが、当会で推奨している会計ソフトの弥生会計(やよいの青色申告)では、下記のインボイス制度対応となります。

※やよいの青色申告23についての詳細は、同封のパンフレットをご覧ください。

※弥生会計(やよいの青色申告)23からインボイス制度に対応しています。

インボイス対応のデータ

弥生会計(やよいの青色申告)では、以下の条件に該当する場合にインボイス用の設定項目[請求書区分]や[仕入税額控除]が表示されます。

- ・Ver.29.2.1にコンバートした事業所データを開いている
- ・[消費税設定]が「本則課税」
- ・処理中の会計期間の期首日が2022年10月02日以降(令和5年分以降)

弥生会計23 Ver.29.2.1(弥生会計23R2)について

Ver.29.2.1は、インボイス対応版です。事業所データの消費税設定が本則課税の場合のみ変更があります。免税、簡易課税の場合、機能の変更はありませんがデータに関する変更があるため、以下の「弥生会計23 Ver.29.2.1のデータ」についてを確認してください。

弥生会計23 Ver.29.2.1のデータ

- ・Ver.29.2.1からデータの拡張子が「.KD23」から「.KD23r2」へ変更となります。
Ver.29.2.1以降(.KD23r2)と、Ver.29.1.2以前(.KD23)では異なるバージョンの扱いになります。
- ・Ver.29.1.2以前(.KD23)の事業所データを開くにはコンバートが必要です。
- ・[データの選択]画面などでは、Ver.29.2.1以降のデータを「弥生会計23R2」と表記します。

- ・Ver.29.2.1以降とVer.29.1.2以前では、データの送受信はできません。
データの送受信を行う弥生会計は、すべてVer.29.2.1以降にアップデートしてください。